

申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		管理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; text-align: center; line-height: 40px; margin: 0 auto; margin-bottom: 10px;">受付印</div> 年 月 日 静岡県 財務事務所長 様	※ 処理 事項	発 信 年 月 日			
		通 信 日 付 印	確 認		
所在地及び電話番号	〒 — 電話 () —				
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)				
(ふりがな) 代 表 者 氏 名					
経 理 責 任 者 氏 名					
資本金の額又は出資金の額	円				

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出（道府県民税関係）	
年 月 日 から の事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から提出期限の延長に 年 月 日 まで	ついて その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた その延長の処分が失効した ので届け出ます。

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
年 月 日 から の事業年度分の事業税及び特別法人事業税の確定申告書から 年 月 日 まで	法第72条の25第3項 の規定による提出期限の延長の適用を受けることをやめますので届け出ます。 法第72条の25第5項

通算親法人の 本店所在地及び電話番号	〒 — 電話 () —				
(ふりがな) 通算親法人の名称及び法人番号	(法人番号)				
関与税理士署名	電話 () —				

◎ 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出（道府県民税関係）」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

第14号様式記載要領

- 1 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄は、次に掲げる場合に該当する法人が記載し、それぞれ次に定める日までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。
 - (1) 法人税法第75条の2第5項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により法人税の確定申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があった場合（同法第75条の2第11項第2号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消しの処分があったものとみなされた場合を含む。）当該取消しの処分があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
 - (2) 法人税法第75条の2第7項（令和2年旧法人税法第81条の24第2項及び法人税法第144条の8において準用する場合を含む。）の規定により同法第75条の2第7項の届出書を提出した場合（同法第11項第4号の規定により同法第7項の届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）当該届出書を提出した日の属する事業年度又は連結親法人事業年度終了の日から22日以内
 - (3) 法人税法第75条の2第11項第5号又は第6号の規定による申告書の提出期限の延長の処分の失効があった場合 当該失効があった日の属する事業年度終了の日から22日以内
- 2 「法人番号」欄には、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出」の欄中 「その延長の処分が取り消されたことと
その適用を受けることをやめたこと
その延長の処分が失効した」と なっている箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること。
- 4 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄は、法第72条の25第3項（法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む）又は第5項（法第72条の28第2項並びに第72条の29第2項及び第6項において準用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第8条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第1項、第72条の28第1項又は第72条の29第1項若しくは第5項の規定による申告書をいう。）の提出期限を延長されている法人がその適用を受けることをやめようとするときに記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事（2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事）に提出すること。
- 5 「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」の欄中 「法第72条の25第3項 となっ
てい
法第72条の25第5項」 る箇所については、届出の内容に応じて不要文字を抹消すること。
- 6 「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。
 - (1) 1 (1)の場合 当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第2条第12号の7に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）
 - (2) 1 (2)の場合 当該届出書を提出したものとみなされた通算子法人
 - (3) 1 (3)の場合 当該失効があった通算子法人又は通算子法人であった法人
 - (4) 4の場合 法第72条の25第5項の規定の適用を受けることをやめようとする法人（通算子法人に限る。）